平成２８年（フ）第８６６号
名古屋市中川区清船町３丁目１番地の１　県営清船南住宅２棟503号
破産者　櫻井　弘子（旧姓岩村）
1　決定年月日　平成28年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８８４号
愛知県春日井市西本町１丁目１番地12　タウンコートパルⅡ201、住民票上の住所愛知県小牧市春日寺２丁目124番地
破産者　長江　正人
1　決定年月日　平成28年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５４５号
大阪市港区港晴３丁目１番１号　フクモトパークビュー203号、前住所兵庫県川西市清和台東１丁目３番地の87
破産者　東海榮美子
1　決定年月日　平成28年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０３７号
京都府八幡市橋本意足14番地３
破産者　前田　右文
1　決定年月日　平成28年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１７６号
大阪府枚方市中宮本町24番４号、開始決定時大阪府枚方市中宮本町１番９―503号
破産者　裏垣　佳樹
1　決定年月日　平成28年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２２１号
大阪府豊中市少路２丁目３番55―310号
破産者　柳瀬　嘉紀
1　決定年月日　平成28年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２２２号
大阪府豊中市少路２丁目３番55―310号
破産者　柳瀬さやか
1　決定年月日　平成28年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２８８号
大阪府箕面市粟生間谷東５丁目14番15号（102号）、前住所兵庫県豊岡市山本210番地の18
破産者　森本　正人
1　決定年月日　平成28年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４７４号
大阪市大正区三軒家東６丁目７番21号　キャナルコート大正401号、事業所所在地大阪府富田林市喜志新家町２―８―25
破産者　バイキングレストラン咲華こと　瀧畑　喜昭
1　決定年月日　平成28年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６５９号
大阪市生野区巽東１丁目１番２号　ナティーイースト　505、前住所大阪市生野区巽東３丁目９番31―805号
破産者　菊谷　浩一
1　決定年月日　平成28年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８７９号
大阪府門真市野里町35番13号
破産者　清水　利久
1　決定年月日　平成28年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０７３号
京都府八幡市橋本栗ケ谷２番地の29
破産者　谷口　宜**徳**
1　決定年月日　平成28年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３９１号
大阪府枚方市香里ケ丘５丁目７番地（２―203）
破産者　宮本　　修
1　決定年月日　平成28年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６５１号
大阪府枚方市招提大谷３丁目17番32号
破産者　中角　英機
1　決定年月日　平成28年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２７３７号
大阪府東大阪市御厨南２丁目５番46号　サンパティークメゾン　301号
破産者　建守　宏治
1　決定年月日　平成28年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９４０号
大阪府松原市三宅中５丁目５番11号
破産者　ティエム商会ことカラオケボックスマジックゾーンこと　松野　奉文
1　決定年月日　平成28年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２６１号
大阪府松原市一津屋５丁目27番６号
破産者　**徳**永　知秋
1　決定年月日　平成28年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４９８号
大阪府松原市新堂２丁目322番地の２　（303号）
破産者　山田　正人
1　決定年月日　平成28年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係